○農林水産省告示第千六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町大瀬東二一二五、二一五一から二一五三まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町西明神一八二九、一八三二から一八三三まで、一八四三、一八四四、一八四六の一、一八四六の二、一九一九の二、一九二〇から一九二三まで、一九二七の一、一九二七の二、一九二八の一、一九二九、一九三一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

西明神一八三二・一八三三・一八四三・一八四四・一八四六の一・一九一九の二・一九二一・一九二二・一九二七の二・一九三一の一（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、